

令和元年9月 6日 開会

令和元年9月18日 閉会

令和元年第3回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

9月6日（金）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第36号について（提案説明・採決）	4
議第37号について（提案説明・委員会付託）	6
議第38号について（提案説明・委員会付託）	9
議第39号について（提案説明・委員会付託）	11
議第40号について（提案説明・委員会付託）	12
議第41号について（提案説明・委員会付託）	13
議第42号について（提案説明・委員会付託）	14
議第43号について（提案説明・委員会付託）	16
議第44号について（提案説明・委員会付託）	17
議第45号について（提案説明・委員会付託）	22
議第46号について（提案説明・委員会付託）	23
認定第1号から認定第6号までについて（提案説明・委員会付託）	24
散会	38
会議録署名議員	39

9月18日（水）

議事日程	41
議長及び出席議員	42
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	42

職務のために出席した者	4 2
開議	4 3
会議録署名者決定	4 3
一般質問	4 3
6 番 大平文雄議員	4 3
1 番 西松幸子議員	4 7
7 番 岩田讓治議員	5 0
5 番 小川文雄議員	5 3
2 番 碓井昭夫議員	5 8
委員会報告	6 1
スマートインターチェンジ建設促進特別委員会	6 1
議会改革特別委員会	6 2
総務産建常任委員会	6 2
民生文教常任委員会	6 3
議第37号について（質疑・討論・採決）	6 5
議第38号について（質疑・討論・採決）	6 5
議第39号について（質疑・討論・採決）	6 7
議第40号について（質疑・討論・採決）	6 7
議第41号について（質疑・討論・採決）	6 7
議第42号について（質疑・討論・採決）	6 8
議第43号について（質疑・討論・採決）	6 8
議第44号について（質疑・討論・採決）	6 9
議第45号について（質疑・討論・採決）	6 9
議第46号について（質疑・討論・採決）	6 9
認定第 1 号について（質疑・討論・採決）	7 0
認定第 2 号について（質疑・討論・採決）	7 0
認定第 3 号について（質疑・討論・採決）	7 1
認定第 4 号について（質疑・討論・採決）	7 1
認定第 5 号について（質疑・討論・採決）	7 1
認定第 6 号について（質疑・討論・採決）	7 2
議第47号について（提案説明・質疑・討論・採決）	7 2

議第48号について（提案説明・質疑・討論・採決）	73
閉会	77
会議録署名議員	78

令和元年9月6日（第1日）

議 事 日 程 (令和元年9月6日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議 第36号 教育委員の任命につき同意を求める件
- 日程第4 議 第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第5 議 第38号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第6 議 第39号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議 第40号 安八町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議 第41号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議 第42号 安八町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議 第43号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議 第44号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議 第45号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議 第46号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 認定第1号 平成30年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について

日程第19 認定第6号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 古澤 榮一

○出席議員（9名）

1番 西松 幸子	2番 碓井 昭夫	3番 西松 巖
5番 小川 文雄	6番 大平 文雄	7番 岩田 讓治
8番 古澤 榮一	9番 山中 美恵子	10番 渡邊 明博

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀 正	副町長	岡田 武史
教育長	渡邊 均	調整監	水谷 秀平
建設調整監兼 産業振興課長	岡田 立	総務課長	山田 靖
企画調整課長	大平 共美	会計管理者	堀 芳弘
税務課長	坂 優	住民環境課長	吉村 等
福祉課長	坂 和由	建設課長	河合 一
生涯学習課長	安井 孝行	学校教育課長	堀 隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	今村 厚士	書記	定益 直子
書記	土岐 寿徳		

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、おはようございます。

朝夕はめっきり涼しくなりましたが、日中はまだ暑い日が続くとの予報が出ていますので、皆さん体調には気をつけていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は9名であります。したがって、定数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回安八町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、7番 岩田讓治君、9番 山中美恵子君に指名をいたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの13日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの13日間にすることに決定しました。

議 長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めまして、おはようございます。

本日、令和元年第3回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

日ごろ町政の運営には格別の御理解並びに御協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

現在、ハートピア安八、歴史民俗資料館におきまして、9・12豪雨災害展を開催しております。3年目になることは、当時のニュース映像も放映しております。安八町の水害の歴史を災害の教訓として継承していくため、子供たちが夏休みになる時期から9月12日にあわせて実施をしております。期

間は9月16日までとなっています。ぜひ議員の皆様方も足を運んでいただきたいと思います。

また、安八町では9月12日に決壊現場におきまして安全祈願祭を開催し、亡くなられた方の御冥福と安八町の安寧を祈りたいと思います。関係各位には御出席賜りますようお願い申し上げます。

先日、結小学校で開催されました安八町総合防災訓練は、避難所の円滑な運営ができるように訓練を実施しました。行政機関や消防団などによる公助に加え、自助・共助・公助の連携による災害発生時の共同体制の確立を図るとともに、自分の命や自分の財産は自分で守る自助の意識、近隣の人々で助け合う共助の精神が大切ということを学びました。

町では9月25日、一般・職員を対象に住民避難所運営指導者養成講座を実施する予定であります。災害を想定した避難所運営訓練に多くの職員が参加することで、防災意識の向上につながると考えています。今後も各種機関と連携を図りながら、実施していきたいと考えております。

さて、本日提案いたしております主な案件ですが、教育委員の任命同意を初め条例関係7議案、また令和元年度一般会計・特別会計補正予算、平成30年度の決算認定など、合わせて17議案でございます。

個々の案件につきましては、会計管理者及び担当課長から説明をさせていただきますので、十分御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いいたします。説明は、簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 日程第3、議第36号 教育委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、議第36号につきまして、まず議案を朗読させていただきます。その後、提案説明をさせていただきます。

議第36号 教育委員の任命につき同意を求める件。

教育委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長 堀正。

記といたしまして、住所、安八郡安八町東結1251番地の20、氏名、西山直広、生年月日、昭和45年8月26日生まれ。

もう一方、住所、安八郡安八町南條1083番地の1、氏名、臼井智美、生年月日、昭和52年11月22日生まれ。

今回提案させていただきます教育委員会委員でございますが、4名の委員さんのうち、石原英一委員が7月末で退任、藤田佳子委員は今月末をもちまして退任になります。

まず、石原委員におかれましては、平成24年10月から教育委員としてお世話になってまいりましたが、一身上の都合により7月に辞表を提出され、今年7月末をもって退任されました。藤田委員は、今年度、保護者枠の要件が外れるため、退任となります。そして、本定例会に新しい方を御提案させていただきます。

今回御提案させていただきました1人目の西山直広さんは、東結にお住まいです。結小学校PTA会長として活躍された後、現在は東安中学校のPTA会長をされておられます。学校現場にも明るい方で、これまで培ってこられた経験をぜひ安八町の教育に反映していただきたいと思っております。

2人目の臼井智美さんは、南條にお住まいであります。幼稚園教諭をされ、小学校教諭の免許も持ってみえます。現在町内の小学校で指導員をされておられます。今後はその経験を生かし、町の教育行政にも力を発揮していただきたいと考え、今回上程をさせていただきました。

お二人とも若く、識見が高く、町の教育の発展に対し御尽力いただけたらと思っております。

どうぞ御理解いただき、御承認を賜りますようお願いをいたします。

議長 本件については質疑、討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第36号は原案どおり同意しました。

議長 日程第4、議第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の3ページをお願いいたします。

議第37号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が6月14日に公布されました。同法の中で地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例。

以下は5ページから6ページにわたりまして、第1条から第5条まで関係条例の改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の表紙を1枚はねていただきまして、1ページをお願いいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例。

関係条例であります第1条から第5条までに係ります新旧対照表でございます。左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回の改正では、成年被後見人及び被保佐人、いわゆる成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等、すなわち欠格条項等の規定を設けている関係条例におきまして、所要の改正を行うものでございます。

1 ページの第1条関係では、安八町職員の分限の手續及び効果に関する条例新旧対照表でございます。

まず、第2条第1項第2号から第4号までの改正は、引用先の条項を明確にするための改正で、ここで言います法第28号は地方公務員法第28条の降任、免職、休職等を引用する条文でございます。

次の第6条第1項の改正は、今回の上位法の中の地方公務員法の一部改正により、法第16条第1号の規定であります成年被後見人等または保佐人という成年被後見人等の欠格条項が削除されたことに伴い、条文中の号番号を繰り上げる改正を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

第2条関係では、安八町職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。

2ページの第18条の3、それから第18条の4の期末手当、3ページ、4ページの第18条の6の勤勉手当、下のほうにございます第20条の休職者の給与の規定に係る改正は、先ほどの第1条関係と同様に地方公務員法の一部改正に伴いまして、欠格条項が削除されたことに伴い、関係する箇所を削除する改正を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

第3条関係では、安八町職員の旅費に関する条例新旧対照表でございます。

まず、第3条第3項の改正は、先ほどの第1条関係と同様に地方公務員法の一部改正により、第16条第1号の規定の欠格条項が削除されたことに伴い、条文中の号番号を繰り上げる改正が行われたため、所要の改正を行うものでございます。

次の同条第5項並びに第6項の改正は、字句の改正等を行うものでございますが、第5項中の最初の括弧書き（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）という内容を、そのまま第6項中の本文に加える改正を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

第5条の3項の改正は、引用先の項を改定するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第4条関係では、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表でございます。

まず、第14条第2項第2号の改正は、先ほどの第1条関係と同様に地方公務員法の一部改正によりまして欠格条項が削除されたことに伴い、関係する箇所を削除する改正を行うものでございます。

次の同条第7項の改正は、引用先の項の表現を「第6項」から「前項」とする改正を行うものでございます。

次の第18条の改正は、例規、法令名を最初に引用する場合は例規、法令名の後ろに公布年、種別、番号を括弧書きで表記する必要があるため、今回公布年等を挿入する改正を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

第5条関係では、安八町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例新旧対照表でございます。

まず、第5条の改正は、先ほどの第1条関係と同様に地方公務員法の一部改正により、第16条第1項の規定の欠格条項が削除されたことに伴い、条文中の号番号を繰り上げる改正が行われ、所要の改正を行うものでございます。

また、改正前の第5条第3号中の「第6条」を「次条」に、また「免職」を「懲戒免職」にそれぞれ字句の改正を行うものでございます。

次の第6条の第2項の改正も、先ほどの第5条の改正に伴い、第5条の条文中の号番号を繰り上げる改正が行われるので、所要の改正を行うものでございます。

以上が議案資料の説明でございますが、議案書の6ページのほうにお戻りください。

附則となります。

第1条、施行期日となります。この条例は、令和元年12月14日から施行するものでございます。先ほどの提案説明でも触れましたが、今回の改正関係の上位法であります成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布日へ6月14日から起算しまして

6カ月が経過した日が上位法の施行期日と規定されております関係で、本条例の施行期日につきましても令和元年12月14日から施行するものでございます。

次の附則第2条の規定は、本条例の第2条関係に係ります安八町職員の給与に関する条例の一部改正に伴います経過措置を規定するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第37号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第37号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第5、議第38号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、議案書の9ページをお願いいたします。

議第38号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第38号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）及び社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）が平成28年11月28日に公布、施行されました。消費税率の10%の引き上げの実施時期が令和元年10月1日から施行されることに伴い、町の関係条例を整備するため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、11ページをお願いいたします。

消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例。
以下は11ページから17ページにわたりまして、第1条から第10条まで関係
条例の改正本文でございます。

改正内容につきましては、消費税率改定に伴います各施設等の使用料等の
見直しを行いましたものでございます。

まず、11ページの第1条関係は、安八温泉保養センターの設置に関する条
例の一部改正でございます。

次の第2条関係は、安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
でございます。

1枚はねていただきまして、12ページをお願いいたします。

真ん中の第3条関係は、安八町保健センターの設置及び管理に関する条例
の一部改正でございます。

次に、一番下の第4条関係は、安八町牧地区農業構造改善センター設置及
び管理に関する条例の一部改正でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

第5条関係は、安八町ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部
改正でございます。

次の第6条関係は、安八町法定外公共物の管理条例の一部改正ございま
す。

次の第7条関係は、安八町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部
改正でございます。

1枚はねていただきまして、14ページをお願いいたします。

真ん中少し下の第8条関係は、安八町公民館条例の一部改正でございます。
続きまして、15ページをお願いいたします。

第9条関係は、生涯学習センター「ハートピア安八」の設置及び管理に関
する条例の一部改正でございます。

1枚はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

第10条関係は、安八町体育施設の設置等に関する条例の一部改正ござい
ます。

最後に17ページをお願いいたします。

一番下の附則となります。

この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、本条例の制定に関しましては、会期中の各常任委員会にて各施設の担当課より改正内容を御説明させていただき、御審議いただきますようお願いいたします。

なお、別冊の議案資料ですが、9ページから23ページまで消費税率の引き上げに伴う関係条例の新旧対照表がございますので、後ほど御精読のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第38号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第38号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第6、議第39号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第39号を朗読説明いたします。

議第39号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について。

安八町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明としまして、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布により、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町印鑑条例の一部を改正する条例。

本文でございます。

安八町印鑑条例（昭和53年安八町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別冊の議案資料25ページに本条例の新旧対照表がございます。あわせて御精読のほうをお願いいたします。

この改正内容でございますが、安八町印鑑条例におきましては、印鑑の登録、登録できる印鑑、印鑑登録証明書などを規定しております。今回の改正内容は、先ほど申し上げましたとおり、住民基本台帳法施行令が改正されまして、希望される場合に記載請求によりまして、住民票やマイナンバーカードへ旧姓を併記することが可能となり、またこの改定を受けまして印鑑登録証明書への旧姓の併記、本条例中では旧氏と表記しております。また、旧姓での印鑑登録を可能とするように本条例を改正するものでございます。また、あわせて例規表記の整備を行います。

続いて議案書の1枚はねていただきまして、22ページをお願いします。

附則としまして、施行期日でございます。この条例は、令和元年11月5日より施行する。この11月5日と申しますのは、根拠法でございます住民基本台帳法施行令の施行日でございます。

以上、どうか御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第39号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第39号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第7、議第40号 安八町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の23ページをお願いします。

議第40号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第40号 安八町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、条

例で引用する用語を整理するため本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例。

安八町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める条例（平成27年安八町条例第8号）の一部を次のように改正する。

本条例は、こども園で預かる場合の利用者負担額について定めるものでございます。このたび子ども・子育て支援法が改正され、幼児教育・保育の無償化に当たり、新たな給付制度が設けられました。これにより、従来の支給認定から給付認定へと用語を改めるものでございます。

第1条では、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めます。

第4条第1項においては、「保育認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、そして「第3条」を「前条」に改めるものでございます。

第4条第2項においても「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めるほか、第1項と同様の改正を行うものでございます。

附則として、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

なお、別冊の議案資料の新旧対照表につきましては、後ほど御精読をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第40号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第8、議第41号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の27ページをお願いします。

議第41号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第41号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、条例で引用する用語を整理するため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年安八町条例第20号）の一部を次のように改正する。

本条例は、こども園の設置及び管理に関して定めるものでございますが、このたび子ども・子育て支援法が改正され、幼児教育・保育の無償化に当たり、新たな給付制度が設けられました。これにより従来の支給から給付へと用語を改めるものでございます。

第4条において「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるものでございます。

附則として、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

なお、別冊の議案資料の新旧対照表につきましては、後ほど御精読をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第41号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第9、議第42号 安八町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の31ページをお願いいたします。

議第42号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第42号 安八町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、道路構造令の一部改正により、新たに自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道部分として自転車通行帯の規定及びその設置要件が規定されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、33ページをお願いいたします。

安八町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年安八町条例第8号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げます。

議案資料の33ページをお願いいたします。

安八町道の構造の技術的基準を定める条例の新旧対照表でございます。

左の列が改正前、右の列が改正後でございます。

第2条第1項に第14号として、自転車通行帯、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分を新たに規定し、第8条の2各項では自転車通行帯の設置要件として、自動車、歩行者から自転車の通行を分離する必要がある場合には自転車通行帯を設置し、原則として車道の左ふち寄りに設け、幅員は1.5メートル以上と規定するものでございます。

第9条第1項及び第2項では、既に位置づけられております自転車の設置要件に、自転車道が設置できる道路は原則として設計速度が時速60キロメートル以上であるものと新たに基準を設け、自転車通行帯と差別化を図るものでございます。

そのほか第2条、第4条、第6条、第10条、第11条、第30条、第38条につきましては、今回の改正に伴う文言の追加、条項の修正を行うものでございます。

議案書の34ページにお戻りをお願いします。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第42号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第10、議第43号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 議案書の35ページをお開きください。

議第43号につきまして、朗読並びに御説明いたします。

議第43号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める基準省令の支援員認定資格要件が改正されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、37ページをお開きください。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成26年安八町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

今回の改正は、放課後児童支援員の認定要件が従来県が実施する研修のみでございましたが、この改正によりまして指定都市の長が実施する研修でも認定要件になったものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

なお、別冊の新旧対照表は後ほど御精読していただきますようお願いいたします。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第43号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということに決定しました。

議長 日程第11、議第44号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の39ページをお願いいたします。

議第44号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第44号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)。

令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,893万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億8,395万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

41ページは歳入、42ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額53億1,501万3,000円から2億6,893万9,000円を増額し、55億8,395万2,000円とするものでございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

今回、臨時財政対策債の限度額を730万円増額し2億2,230万円とし、次に公共事業等債の限度額を2,470万円増額し5,510万円とし、次に地方道路整備事業債の限度額を2,170万円増額し6,030万円とします。

今回新たに発行します一般単独事業債の限度額を270万円とし、地方債合計を3億5,430万円とするものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

44ページの最上段、款項目とも地方交付税、補正額、増額の8,843万2,000円でございます。これは令和元年度分の普通交付税の額の確定によるものでございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

上段から3段目の款項目とも繰越金、補正額、増額の614万7,000円でございます。これは平成30年度からの繰越金でございます。

1枚はねていただきまして、46ページをお願いいたします。

款項とも町債、目、臨時財政対策債、補正額、増額の730万円でございます。これは令和元年度の普通交付税の算定に基づきまして、発行可能額の確定に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

47ページの上段、款、総務費、項、総務管理費、目、情報管理費、補正額、増額の401万円でございます。そのうちの施設予約システム管理経費で、297

万円の補正をお願いするものでございます。これは町における各施設の利用料金の見直しに伴い、本業の基幹システムであります施設予約システムにおいて所要のシステム改修が必要となるため、委託料の補正をお願いするものでございます。

次に、総合行政情報システム管理経費で104万円の補正をお願いするものでございます。これは町における各種業務の基幹システムであります総合行政情報システムにおいて、最新のOSにおいてはウインドウズ10においては文字コードがJIS2004という新しい規格へ変更となるため、同システムにおける文字コードも変更する必要性が生じたので、今回所要のシステム改修が必要となるため委託料の補正をお願いするものでございます。

最後に同じ表中の目、財政調整基金費、補正額8,068万8,000円につきましては、財政調整基金積立金でございます。これは今回の補正に伴います財源調整のため、財政調整基金に積み立てを行うものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、企画調整課分でございます。

47ページ、2段目をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、増額の6,000万円。財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金1,200万円及びその他で諸収入といたしまして、プレミアム付商品券代4,800万円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金、補助金6,000万円、プレミアム付商品券事業といたしまして、消費税増税に伴う影響緩和及び消費喚起のための低所得者及び子育て世帯を対象にプレミアム付商品券を発行していく事業で、プレミアム付商品券事業の事業費を計上するものでございます。

議長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 住民環境課分を御説明します。引き続き47ページをお願いいたします。

中段の表、款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費、補正額138万6,000円。節区分、委託料のうち業務委託138万6,000円は、戸籍住民基本台帳事務経費中、先ほど御説明しました印鑑登録証明書に旧姓を併記するために印鑑登録システムを改修するための経費でございます。

1枚はねていただきまして、48ページをお願いいたします。

最下段の表、款、衛生費、項、清掃費、目、塵芥処理費、補正額409万円。節区分、共済費のうち社会保険料等55万9,000円、賃金353万1,000円は、塵芥処理に従事する臨時職員2名分の人件費でございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 福祉課分の御説明をいたします。

資料2枚戻っていただきまして、ページは45ページの最下段をお願いいたします。

歳入の款、諸収入、項目とも雑入、補正額5,012万2,000円のうち、介護給付費等過年度収入212万2,000円につきましては、平成30年度給付費の確定による安八郡広域連合からの返還金でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、47ページの下段をお願いいたします。

歳出でございます。

款、民生費、項、社会福祉費、目、福祉医療費、補正額、増額の204万円。節区分の償還金、利子及び割引料は福祉医療事務経費でございまして、平成30年度の精算確定による返還金でございます。

続きまして、目、介護保険費、補正額、増額の231万8,000円。節区分の負担金、補助及び交付金は介護保険負担経費で、平成30年度精算確定による返還金及び低所得者保険料の負担金でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、48ページをお願いいたします。

項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額、増額の44万円。特定財源の国庫支出金は子ども・子育て支援事業費補助金の44万円でございます。節区分の委託料、業務委託につきましては、保育料無償化に伴う例規整備に係る委託料でございます。

続きまして、目、保育所費、補正額、増額の80万円。特定財源の国庫支出金40万円並びに県支出金20万円につきましては、ともに保育所運営費負担金でございます。節区分の委託料、業務委託につきましては、こども園事務経費で、広域入所に係る不足分の補正をお願いするものでございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の49ページをお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農地費、補正額4,100万円。特定財

源の県支出金1,320万円は、農業農村整備事業費補助金でございます。地方債2,440万円は、地方道路等整備事業債2,170万円と一般単独事業債270万円でございます。節区分、委託料800万円は、町単土地改良事業として北今ヶ渚ノ戸地内、一色川沿いの農道拡幅に伴う測量設計委託費でございます。節区分、工事請負費3,300万円は、県単土地改良事業として、氷取、外善光地区の樋門改修、南條地内の水路改良工事費でございます。

中段でございます。款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費、補正額230万円。特定財源、国庫支出金70万円は、木造住宅耐震補助工事費補助金55万円と、ブロック塀等除去事業費補助金15万円。県支出金30万円は、木造住宅耐震補強工事補助金でございます。節区分19. 負担金、補助及び交付金230万円は、都市計画事務経費として、木造住宅耐震補強工事費補助金1件分130万円と、ブロック塀等除去事業費補助金10件分100万円でございます。

目の都市計画整備事業費、補正額5,500万円。財源内訳で国庫支出金2,750万円は社会資本整備総合交付金、地方債2,470万円は公共事業等債でございます。節区分、工事請負費5,500万円は、都市計画整備道路改良事業として、中、牧、工専地域内の道路整備工事費及び県道間アクセス道路整備に係る道水路改良工事費でございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 49ページ、最下段をお願いします。

款、教育費、項、教育総務費、目、幼児教育費、補正額、増額の1,309万8,000円。特定財源は国庫支出金1,309万8,000円、子育てのための施設等利用給付交付金でございます。節区分、負担金、補助及び交付金、負担金で1,309万8,000円でございます。町外私立幼稚園に通園する幼児の利用料無償化に伴う町負担金でございます。

50ページをお開きください。

項、保健体育費、目、学校給食費、補正額、増額の176万9,000円。節区分、使用料及び賃借料176万9,000円でございます。給食センターのキュービクル設備の老朽化によります更新工事のリース料でございます。

以上、議第44号、一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第44号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第44号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分からといたします。

(午前11時01分 休憩)

(午前11時15分 休憩)

議長 再開をいたします。

議長 日程第12、議第45号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 51ページ、議第45号の朗読説明をさせていただきます。

議第45号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ985万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億585万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、53ページ、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

53ページが歳入、54ページが歳出でございます。

歳入歳出とも合計でございますが、補正前の額15億9,600万円、補正額985万円、計16億585万円でございます。

続きまして、55ページ、歳入内訳でございます。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、減額の1,346万9,000

円。

下段の款項目とも繰越金、補正額2,331万9,000円。30年度の決算により繰越金の確定によるもの及び繰越金によりまして基金繰り入れを減額するものでございます。

はねていただきまして、56ページ、歳出の内訳でございます。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額985万円。節区分、償還金、利子及び割引料985万円。これは30年度の療養費の確定による岐阜県への返還金でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第45号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第45号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第13、議第46号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第46号を御説明させていただきます。

議第46号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,337万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、59ページ、第1表 歳入歳出予算補正。単位

は1,000円でございます。

59ページが歳入、60ページが歳出の款項の区分になっております。

いずれも合計額でございますが、補正前の額1億6,900万円、補正額437万7,000円、計としまして1億7,337万7,000円でございます。

次ページでございます。

歳入内訳でございます。

款項目とも繰越金、補正額437万7,000円。節区分、繰越金で30年度からの決算によります確定でございます。

1枚はねていただきまして、62ページ、歳出の内訳でございます。

上段でございますが、款項目とも後期高齢者医療広域連合納付金、補正額437万9,000円。節区分、負担金、補助及び交付金のうち負担金437万9,000円でございます。これは平成30年度の決算の確定に伴います後期高齢者医療広域連合の納付金でございます。

下の表でございます。款項目とも予備費、減額の2,000円は、負担金の端数調整のために減額をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第46号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第46号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 お諮りします。

日程第14、認定第1号 平成30年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第2号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第5号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、日程第19、認定第6号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題と

したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第14、認定第1号から日程第19、認定第6号までを一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

一般会計歳入歳出決算の認定についてより、順次説明を求めます。

会計管理者 堀芳弘君。

会計管理者 ただいま上程されました6つの認定議案につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

議案書63ページをお願いいたします。

認定第1号 平成30年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、認定第2号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、認定第3号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、認定第4号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のと

おり認定に付すものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、認定第5号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について。

平成30年度安八郡安八町水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

認定第6号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

令和元年9月6日提出、安八郡安八町長。

内容につきましては、別冊の決算附属書類にて御説明申し上げます。

附属資料、薄い黄色の決算附属書類のほうをお願いいたします。

表紙から2枚はねていただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

平成30年度一般会計及び特別会計実質収支に関する説明書でございます。

一般会計でございます。

歳入総額62億5,923万6,832円、歳出総額といたしまして58億9,598万7,347円、差し引き3億6,324万9,485円。このうち、繰越明許費といたしまして1,710万2,000円。法第233条の2の規定によります基金繰入金は1億6,500万円でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額16億1,976万4,739円、歳出総額15億9,544万4,918円、差し引き2,431万9,821円でございます。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額1億6,106万115円、歳出総額1億5,668万1,315円、差し引き437万8,800円でございます。

児童発達支援事業特別会計でございます。

歳入総額で2,481万4,593円、歳出総額といたしまして2,124万8,620円、差引額356万5,973円でございます。

水道事業会計でございます。

歳入総額といたしまして4億7,756万5,178円、歳出総額といたしまして4億6,497万9,071円、差引額1,258万6,107円でございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計でございます。

歳入総額9億3,290万8,284円、歳出総額9億2,954万9,390円で、差し引き335万8,894円でございます。このうち、法第233条の2の規定によります基金繰入額は200万円でございます。

1枚はねていただきまして、平成30年度における主要な施策の成果に関する説明書でございます。

この主要な施策の成果に関する説明につきましては、歳入歳出の決算内容と関係がございますので、各委員会にて御説明をさせていただきます。

飛びまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

1の公有財産の関係でございます。1の土地及び建物の関係、それと2の有価証券の関係、3の物権の関係、4の出資による権利の関係、いずれにつきましても決算年度中の増減はございませんでした。

決算年度末の現在高といたしまして、土地につきましては25万623平方メートルでございます。建物につきましては、延べ面積合計といたしまして6万55平方メートルでございます。

有価証券でございます。こちらは単位は1,000円でございます。

決算年度末現在高といたしまして、870万円でございます。

3の物権の関係でございます。こちらにつきましては、単位は平方メートルでございます。4万8,965平方メートルでございます。

4の出資による権利の関係でございます。こちらにつきましては、単位は1,000円で、967万8,000円となっております。

1枚はねていただきまして、62ページのほうをお願いいたします。

2の物品の関係でございます。

区分といたしまして、軽貨物自動車から消火・通報訓練指導車までございますが、このうち決算年度中の増減高でございまして、普通乗用車につま

しては廃車、塵芥車とコミュニティバスにつきましてはリース車両に切りかえたことによりそれぞれ1台ずつの減でございます、合計3台の減でございます。決算年度末の現在高といたしましては、41台の保有ということでございます。

63ページに参りまして、3の基金の関係でございます。こちらにつきましては、単位は1,000円でございます。

区分といたしまして、財政調整基金でございます。決算年度中増減高といたしまして、1億3,792万5,000円の増でございます。

地域福祉基金につきましては、470万円の減でございます。

2つ飛びまして、スマートインターチェンジ建設基金でございます。5,386万5,000円の減。ふるさと基金につきましては811万5,000円の減となっております。

続きまして、公共下水道事業整備基金でございます。こちらにつきましては310万円の減。国民健康保険基金につきましては、3,507万8,000円の増でございます。

3つ飛びまして、教育振興基金、こちらにつきましては2万5,000円の減でございます。

決算年度中の増減の合計といたしまして1億319万8,000円の増でございます。決算年度末の現在高といたしましては5億7,439万5,000円でございます。

次に、4の貸付金の関係でございます。

区分の学校給食運営費貸付金でございます。こちらにつきましても決算年度中の増減はございません。決算年度末の現在高といたしましては、200万円でございます。

1枚はねていただきまして、64、65ページをお願いいたします。

平成29年度・平成30年度款別決算額比較表でございます。

歳入の関係でございます。

款の町税、上段が29年度、下段が30年度でございます。収入済額でございますが、30年度21億6,514万7,317円でございます。不納欠損額につきましては、527万3,032円を不納欠損処分しております。また、未収金につきましては9,407万1,418円でございます。この未収金につきましては、下から2段目の分担金及び負担金でございますが、5万9,710円でございます。この関係に

つきましては、空中防除の受益者負担金でございます。

一番下の行になります。13の使用料及び手数料でございます。未収入額9,753円。これにつきましては、河川占用料によります未収金でございます。

その他の関係につきましては、全額収納いたしておるところでございます。

1枚はねていただきまして、66、67ページをお願いいたします。

歳入を合計いたしまして、収入済額62億5,923万6,832円。前年に対しまして10億1,139万2,311円の減でございます。また、不納欠損額の合計といたしましては527万3,032円、未収金につきましては9,414万881円でございます。

1枚はねていただきまして、68、69ページをお願いいたします。

歳出の関係でございます。

一番下の合計の欄でございますが、合計といたしまして支出済額58億9,598万7,347円でございます。前年に対しまして9億3,839万8,390円の減でございます。

1枚はねていただきまして、70ページのほうをお願いしたいと思います。

町税決算額の推移の関係でございます。

左側の区分、款の町税でございます。

30年度の前年比増減額でございます。5,419万7,230円の減で、前年に対しまして97.6%となっております。

続きまして、71ページのほうでございます。

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の関係でございます。

こちらにつきましては、消費税が5%から8%に引き上げられたことによりまして、引き上げ分のうち、地方消費税の収入につきましては社会保障4経費といたしまして、年金、医療、介護、少子化対策の経費、またその他社会保障施策ということで、社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策に要する経費に充てるものとされております。

表の右半分の財源内訳の、右から2列目の一般財源のところの引き上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）のところでございます。ここの列がこの関係をあらわしている項目でございます。

左側の保健衛生の中の福祉医療事業、2つ飛びまして、予防事業、母子保健事業、成人保健事業に消費税の引き上げ分を全額充当しているものを示した表でございます。

72ページのほうをお願いしたいと思います。

平成30年度一般会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

歳入の関係でございます。

特定財源につきましては、会期中に開催されます各委員会のほうで説明をさせていただきますので、一般財源についてのみ御説明をさせていただきます。

款の町税、項の町民税から項のたばこ税まで、合計いたしまして収入済額21億6,514万7,317円でございます。

このうち不納欠損額といたしまして、個人の町民税につきまして134万8,000円、また固定資産税につきましては369万7,000円、軽自動車税につきましては22万9,000円をそれぞれ不納欠損処分いたしておるところでございます。

次に、款の地方譲与税でございます。節の地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税、合わせまして8,694万6,000円でございます。

73ページのほうに参りまして、款節ともに利子割交付金、収入済額471万4,000円。

また、款節ともに配当割交付金でございます。収入済額727万6,000円。

株式等譲渡所得割交付金、こちらにつきましては619万円。

地方消費税交付金につきましては、2億5,767万5,000円でございます。この内訳といたしまして、地方消費税交付金といたしまして1億4,221万9,000円、社会保障財源交付金といたしまして1億1,545万6,000円でございます。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、465万4,510円でございます。

自動車取得税交付金につきましては2,798万9,000円。

地方特例交付金につきましては1,371万9,000円でございます。

地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税、合わせまして11億7,822万6,000円となっております。

交通安全対策特別交付金につきましては215万2,000円でございます。

12の分担金及び負担金から、77ページのほうに参りまして、県支出金までにつきましては、特定財源でございますので各委員会のほうで説明をさせていただきます。

80ページのほうをお願いしたいと思います。

上から2行目の款の財産収入でございます。節の利子及び配当金で収入済額32万9,256円。このうち、一般財源といたしましては、地域福祉基金、財政調整基金、東海旅客鉄道株式会社ほかの配当金で、合計32万1,000円でございます。それぞれの利息となっております。

節の土地貸付収入546万3,780円。こちらにつきましては、法人5社、また個人1名からの賃貸料でございます。

土地売払収入でございます。515万2,545円。こちらにつきましては、町道の払い下げによるものでございます。

款の寄附金、節の一般寄附金でございます。60万7,300円。こちらにつきましては、6団体、個人2名からの寄附金でございます。

81ページに参りまして、款の繰入金でございます。節の財政調整基金繰入金でございます。収入済額1億3,331万4,000円でございます。

款節ともに繰越金でございます。2億82万406円。こちらにつきましては、平成29年度からの純繰越金でございます。繰越明許繰越金につきましては、2,142万3,000円でございます。

款の諸収入、節の延滞金でございます。収入済額219万6,795円。こちらにつきましては町税の延滞金でございます。節の預金利子1万917円。歳計現金の利息となっております。

82ページのほうに参りまして、節の雑入の関係でございます。収入済額8,512万2,123円。このうち、一般財源で金額の大きいものにつきまして説明をさせていただきます。

総務課のところでございます。区市町村振興協会市町村交付金でございます。これにつきましては、市町村の振興発展の助成として交付されたものでございます。

83ページに参りまして、款の町債でございます。節の臨時財政対策債、収入済額で2億6,220万円。こちらにつきましては、3年据え置き15年償還ということで十六銀行から借入れをいたしたものでございます。

1枚はねていただきまして、84ページをお願いいたします。

歳出の関係でございます。

歳出につきましては各委員会にて説明をさせていただきますので、この場では省略をさせていただきます。

ページ飛びまして、110ページのほうをお願いいたします。

一般会計性質別内訳及び科目別内訳でございます。

下から3行目の前年度合計と、その上の行の30年度合計の決算額を比較いたしましたして、大きく増減のあった項目のみ説明をさせていただきます。

左から3行目になりますが、物件費の関係でございます。前年度に対しまして7,157万8,000円の増でございます。率にして6.9%の増。こちらにつきましては、都市計画の基礎調査、コミュニティバスの運行回数の増によるものでございます。

また、110ページの一番右列でございます。普通建設事業費でございます。8億2,483万6,000円、率で45.3%の減でございます。こちらにつきましてはスマートインターチェンジ建設関連事業、また小学校の空調設備工事の完了に伴いまして減となったものでございます。

111ページの左から2列目の公債費でございます。6,390万2,000円。率で10.6%の減となっております。こちらにつきましては、ハートピア安八の建設など大型事業の起債の償還が終わったことによるものでございます。

1枚はねていただきまして、112、113ページをお願いいたします。

経常的需用費対前年度増減状況でございます。

経常的需用費計の最下段の合計でございますが、30年度で1億7,914万4,000円、対前年68万6,000円、率にして0.4%の減となっております。

1枚はねていただきまして、114、115ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。

区分の一般公共事業債から臨時財政対策債まで、それぞれの目的に応じまして借り入れを行っているものでございます。

最下段の合計の欄につきまして説明をさせていただきます。

決算年度中の発行高につきましては、6億3,130万円でございます。決算年度中の元利償還高といたしまして、元金につきましては5億1,168万3,000円を償還しております。利息につきましては、3,037万3,000円の支出でございます。決算年度末現在高といたしましては、63億7,405万円となっております。

以上が一般会計の関係でございます。

続きまして、特別会計の関係を説明させていただきます。

118ページをお願いしたいと思えます。

特別会計におきましては、金額の大きいものについてのみ説明をさせていただきます。

平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。歳入の関係でございます。

保険料の現年度分につきましては、3億1,688万円。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護給付費分を合わせて徴収いたしましたものでございます。滞納繰り越し分についても同様でございます。収入額といたしまして874万5,000円でございます。

県支出金でございます。11億4,583万4,000円でございます。

続きまして、繰入金でございます。1億112万7,000円。こちらにつきましては、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、右側の歳出の関係でございます。

2行目になります。保険給付費でございます。このうち、療養諸費といたしまして9億7,708万5,000円、また高額療養費といたしまして1億4,151万9,000円でございます。

国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分といたしまして2億7,223万9,000円、後期高齢者支援といたしまして9,722万5,000円、介護納付金といたしまして2,917万4,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして、2,432万円でございます。

1枚はねていただきまして、120、121ページをお願いいたします。

国民健康保険に係ります加入状況の関係でございます。

右側の二重丸の上から3つ目の保険料の状況でございます。

120ページが一般被保険者、121ページが退職被保険者について記載させていただいております。

保険料の現年度分でございます。

一番左に収納率を記載しております。下段が30年度でございます。一般被保険者分につきましては94.6%、退職被保険者分につきましては100%となっております。

滞納繰り越し分でございます。こちらにつきましては、一般被保険者が17.6%、退職分といたしまして26.5%でございます。また、一般被保険者の

滞納繰り越し分におきまして、675万8,200円を不納欠損処分いたしております。

以上で国民健康保険でございます。

2枚はねていただきまして、124ページをお願いいたします。

平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

歳入の関係でございます。

保険料といたしまして、現年度分1億701万9,000円でございます。特別徴収分と普通徴収分として収入をいたしております。

4つ飛びまして、繰入金でございます。4,136万6,000円でございます。これにつきましては、保険基盤安定、事務費、保健事業費として繰り入れを行ったものでございます。

続きまして、歳出の関係でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、1億4,607万2,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして437万9,000円でございます。

125ページのほうに参りまして、加入状況の関係でございます。

上から3つ目の二重丸でございます。保険料の状況でございます。

一番右の収納率でございますが、30年度の現年度分につきましては99.7%、滞納繰り越し分につきましては34.7%でございます。また、滞納繰り越し分におきまして、17万7,200円を不納欠損処分いたしております。

2枚はねていただきまして、128ページをお願いいたします。

平成30年度児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

歳入の関係でございます。

障害児給付費といたしまして1,152万4,000円、繰入金といたしまして1,249万5,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

総務費といたしまして2,087万5,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして356万5,000円でございます。

129ページに参りまして、利用状況の関係でございます。

30年度末現在におきましては、24名の方が登録、また利用をされておりました。1日平均6.3人の方がこの施設を利用されてみえます。

2枚はねていただきまして、132ページをお願いいたします。

平成30年度水道事業会計決算説明書の概要でございます。

表の上段の事業収支の関係でございます。

まず、左側の水道事業収益でございます。営業収益の給水収益1億7,291万4,600円から営業外収益の未収消費税1,173万3,554円まで、合計いたしまして2億606万5,178円でございます。

次に、表の中央の水道事業費用の関係でございます。

営業費用の原水及び浄水費2,287万5,270円から営業外費用の企業債利息1,210万1,596円まで、合わせまして1億4,690万7,013円で、事業収支の残高といたしましては、5,915万8,165円の純利益となっております。

続きまして、資本的収支の関係でございます。

一番右側になります資本的収入といたしまして、企業債で2億7,150万円。

表の中央になります資本的支出といたしまして、建設改良費、企業債償還金、合わせまして3億1,807万2,058円でございます。資本的収支といたしましては4,657万2,058円の損失となっております。

事業収支と資本的収支を合わせますと、1,258万6,107円の純利益となるものでございます。

続きまして、企業債の状況でございます。

決算年度中の発行高といたしまして2億7,150万円で、決算年度中の元利償還高といたしまして、元金で3,406万9,000円を償還いたしております。決算年度末の現在高といたしましては、10億2,518万9,000円でございます。

1枚はねていただきまして、134、135ページをお願いいたします。

平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

歳入の関係でございます。

分担金及び負担金の受益者負担金787万円でございます。また、不納欠損額といたしまして、4万8,000円を不納欠損処理いたしております。

続きまして、使用料及び手数料の使用料といたしまして2億5,802万円でございます。また、こちらにつきまして不納欠損額といたしまして、127万

9,000円を不納欠損処理いたしております。記載はございませんが、収納率といたしましては、現年度分が98.7%、過年度分で17%となっております。

国庫支出金につきましては4,200万円でございます。

繰入金でございます。一般会計と基金の両方から繰り入れを行っております。

続きまして、右側の歳出の関係でございます。

公共下水道建設費といたしまして1億5,339万9,000円。

浄化センター管理費で1億5,360万円。

公債費につきましては、元金、それと利息を合わせまして6億2,255万円でございます。

歳入歳出差引額335万9,000円で、うち基金へ200万円を繰り入れいたしております。

続きまして、地方債の状況でございます。

決算年度中の発行高といたしまして2億1,130万円。決算年度中の元利償還高といたしましては4億9,970万6,000円を償還しております。決算年度末の現在高といたしましては、61億2,617万9,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、30年度の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

議長 監査報告を求めます。

監査委員 大平文雄君。

6 番 それでは、監査報告を行います。

平成30年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算、平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算、平成30年度安八郡安八町水道事業会計決算、平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、8月26日及び27日の両日にわたり、清監査委員と私で監査いたしました結果を報告させていただきます。

決算の審査に当たりましては、町長から提出されました平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書につきまして、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い適正・効率的に執行されているか、決算の

計数は正確であるか、財産の取得管理及び処分は適正に行われているかを主眼として、関係諸帳簿を調査、照合するとともに、例月に実施した出納検査の結果を踏まえて慎重に審査いたしました。

審査の結果、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、事業につきましては第五次総合計画及びその実施計画に基づき、適切かつ効果的に実施されていることを確認いたしました。なお、財産につきましても適正に管理されました。

現金の管理は、地方自治法施行令第168条の6項の規定のとおり、確実かつ適正に運用、管理されており、歳入金及び歳出金の取り扱いにおいても町の条例・規則で指定された金融機関において適正に処理されておりました。この地方自治法施行令第168条の6項の規定といいますと、施行令を読みますと、会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実な有利な方法によって保管しなければならないとうたっている、この項目でございます。

以上、全ての事項につきまして、適切かつ正確に処理されていることを認めます。

本審査を終え、以下の事を要望いたします。

公務員の本質は、公平性の概念があるかどうかにか尽きます。公務員の本質を理解し、職務に精励することが職員の資質を向上させ、さらには町民の幸せにつながることを理解していただきたいと思います。そして、これからの公務員は、公平性の原則とともに「前例踏襲することなかれ」の言葉に倣い、改革意識と向上心を持って職務に当たっていただきたいと思います。また、平成30年度財政健全化判断比率を含め、財政関係指標につきましても審査いたしました。いずれも現状では健全な範囲にありましたが、弾力性ある財政とは言いがたいものでございます。より一層の改善を進めていただくことを強く要望いたします。

以上で監査報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までは、会期内の各委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第6号までは、会

期内の各委員会で審査していただくことに決定しました。

お諮りします。

各委員会での審査のため、9月7日から9月17日までの11日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、9月7日から9月17日までの11日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、9月18日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

スマートインターチェンジの特別委員長さん、何時から。

10番 1時15分からでどうですか。

議長 13時15分。

10番 はい。

議長 それでは、スマートインターチェンジ建設特別委員会を13時15分より開催いたしますので、よろしく申し上げます。

(散会時間 午後0時08分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月6日

議 長 古 澤 榮 一

議 員 岩 田 讓 治

議 員 山 中 美 恵 子

令和元年9月18日（第2日）

議 事 日 程 (令和元年9月18日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議 第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第5 議 第38号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第6 議 第39号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議 第40号 安八町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議 第41号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議 第42号 安八町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議 第43号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議 第44号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議 第45号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議 第46号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 認定第1号 平成30年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について

日程第19 認定第6号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

日程第20 議 第47号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関
する条例制定について

日程第21 議 第48号 安八町情報公開条例の一部を改正する条例制定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 古 澤 榮 一

○出席議員（9名）

1番 西 松 幸 子 2番 碓 井 昭 夫 3番 西 松 巖

5番 小 川 文 雄 6番 大 平 文 雄 7番 岩 田 讓 治

8番 古 澤 榮 一 9番 山 中 美 恵 子 10番 渡 邊 明 博

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正 副 町 長 岡 田 武 史

教 育 長 渡 邊 均 調 整 監 水 谷 秀 平

建設調整監兼
産業振興課長 岡 田 立 総 務 課 長 山 田 靖

企画調整課長 大 平 共 美 会 計 管 理 者 堀 芳 弘

税 務 課 長 坂 優 住 民 環 境 課 長 吉 村 等

福 祉 課 長 坂 和 由 建 設 課 長 河 合 一

生涯学習課長 安 井 孝 行 学 校 教 育 課 長 堀 隆 志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 今 村 厚 士 書 記 定 益 直 子

書 記 馬 淵 佑 司

(開議時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、おはようございます。

御参集、御苦労さまでございます。

さきの台風によって被災をされました皆様方、また停電で難儀をしてみえます皆様方には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願っております。

ただいまの出席議員は9名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回安八町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、10番 渡邊明博君、1番 西松幸子君に指名をいたします。

議 長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくをお願いをいたします。

それでは、6番 大平文雄君。

6 番 おはようございます。

きょうもたくさんの傍聴の方がお越しいただきまして、ありがとうございます。

ただいま議長のほうから発言のお許しをいただきまして、私のほうから、まずトップバッターとして一般質問させていただきます。

私のほうからは、安八町における直接税、主として住民税・固定資産税の滞納状況と解消施策についてお伺いしたいと思います。

平成31年度、令和元年度でございますが、安八町予算書において町税収入のうち、町民税は7億7,200万円、固定資産税は11億3,700万円と計上されております。

町民税・固定資産税等の直接税は、行政が決定した毎年度の税額について、

町民等は納付する義務がございます。しかしながら、毎年100%の徴収率ではなく、経常的に滞納が発生しております。

平成29年度全国地方自治体における地方税の滞納状況、これは累計になりますけれども、そのうちの市町村税において、総額6,574億円が計上されております。そのうち、個人住民税は2,852億円、固定資産税は2,936億円に上り、総額の90%を占めている実情でございます。この傾向は、我が安八町でも同様に推移しているのではないかと考えられます。平成30年度決算においては、当町における町民税及び固定資産税の合計で500万円不納欠損金と計上されております。

さて、御案内のとおり、地方税法第18条によりますと、地方税は納期限から5年を経過すると時効となり、納税義務が消滅します。ただし、同条第3項の規定により民法の消滅時効に関する規定が準用されておりまして、民法第147条の規定により以下の事由により時効は中断いたします。1番、請求。2番、差し押さえ、仮差し押さえまたは仮処分。3番、承認。すなわち、時効の中断とは、前記の事由があったときに時効がリセットされることであり、その翌日から起算して、さらに5年後が新たな時効となります。つまり、継続的に請求するならば、または差し押さえ中は時効が中断しており、納付期限から5年後、時効となることなく、極論すれば時効により徴収権の消滅はないに等しいと思われまます。前に述べましたが、安八町でも地方税の滞納解消に向けて日々努力は十分評価いたしますが、しかしながら、滞納解消に向けて成果が求められることは当然でございます。

そこで質問でございます。

現在、安八町の住民税・固定資産税の累計的な滞納状況はどのような状況でございますか。

2番目、滞納解消に向けて、日々どのような行動をとり、その結果、解消に向けた具体的な成果はどのようになっていますか。

以上2点について、税務課長にお伺いいたします。以上でございます。

議 長 税務課長 坂優君。

税務課長 ただいまの大平議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

住民税・固定資産税の滞納状況でございますが、金額をわかりやすくするため1,000万以上の金額については10万単位、それ以下の金額につきまして

は万単位で述べさせていただきます。

まず住民税でございますが、平成30年度の現年度課税分は1,050万円が未収金となり、平成31年度に滞納繰越額として繰り越されました。この5年間を見ても、平成29年度が最も多く1,130万円、少なかったのは平成26年度の1,020万円で、この間で推移しております。滞納繰越分の調定額は、平成31年度が最も多く4,020万円、少なかったのは平成29年度の3,660万円で、この間で推移しております。

次に、固定資産税の滞納状況は、平成30年度の現年度課税分は1,280万円が未収金となり、平成31年度に滞納繰越額として繰り越されました。この5年間を見ても、平成26年度が最も多く1,320万円、少なかったのは平成27年度の1,230万円で、この間で推移しております。滞納繰越分の調定額は、平成27年度が最も多く5,470万円、少なかったのは平成28年度の5,000万円で、この間で推移しております。

次に、滞納額を減らすための取り組みですが、差し押さえを終了した後に納税折衝に移行する差し押さえ中心の攻めの滞納整理事務を方針として進めております。平成29年度は預金の差し押さえに重点を置き進めました。結果、年間で886件の預金調査を実施いたしました。調査から預金差し押さえを行い、換価収入として結果が出てまいりましたのは、年度をまたぎました平成30年度となりました。平成29年度は預金等の差し押さえが15件、換価収入が254万円でした。平成30年度は預金等の差し押さえが49件、換価収入が213万円でした。差し押さえ件数は34件増加したにもかかわらず、換価収入は約40万円減少しました。

預金差し押さえでは換価収入につながらなかった結果を受け、平成30年度の後半より預金の差し押さえから給与の差し押さえに重点を移し、現在進めているところでございます。平成29年度から30年度に行った預金の差し押さえは、換価収入が減る結果となりましたが、差し押さえを行った後に分納誓約へつなげることができました。

さらに、給与の差し押さえにおいても、同様に分納誓約につなげました。分納誓約書の締結は、預金の差し押さえと同様に時効の延長となり、徴収機会を確保するものでございます。その結果、分納誓約者が平成30年4月時点では49名でしたが、平成31年4月には108名となりました。これにより、税

全体での滞納繰り越しに対する収入済み額が平成30年度1,930万円となり、対前年比259万円の増、収納率は2.9%上昇しました。

以上のように、現時点では預金及び給与の差し押さえに重点を置き滞納処分を進めておりますが、差し押さえには売掛金や不動産及び動産など、まだまだ手がけるべき手段が残っております。これらを推し進めるため、職員の滞納処分の技術の習得が急務と考え、本年7月から半年間、職員を県税事務所へ派遣しております。現在、県税職員として町県民税の滞納処分を行いながら、技術の習得に努めております。わずか2カ月ではありますが、既に成果を上げ始めております。

税法では「差し押さえなければならない」と規定されておりますが、差し押さえをしなくてもよいという法律の規定はございません。差し押さえをしないとする裁量権は、我々徴税吏員にはございません。今後におきましては、県への職員派遣を定期的実施し、債権管理・回収に携わる人材の育成と確保を図りながら、でき得る限りの手段を講じて滞納処分を行ってまいりたいと考えます。

大多数の納税義務者は納期限内に納税義務を履行しておられ、その中には滞納者と同様な状況にあるにもかかわらず、きちんと納税に努力しておられる人もおられます。真面目に納付されている納税者の税務行政に対する信頼を裏切ることのないよう、進めてまいります。

以上、大平議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 大平君。

6番 ありがとうございます。

安八町民で公平な住民サービスを受けるためには、やっぱり義務として納税義務を公平に納付していただくという基本的な理念がございます。そういうことで滞納が多額に上っているということは、本当にいかがわしいことだと思っております。

今、税務課長が答弁されましたように、滞納繰越金の設定額は累計の5年間というふうに判断しておりますけれども4,000万程度、それから固定資産税は5,000万程度、5年間分ですね。多額に上っておりますけれども、先ほどの答弁で申されましたように、やはり分納誓約、差し押さえ云々というこ

とともに誓約書をとることによって時効の中断ということに向けて頑張っていたきたいというふうに思っております。

きょうは直接税の住民税・固定資産税中心にお伺いいたしましたけれども、税務課の徴収職務になります国民健康保険料も対象になってくると思います。これは非常に難しい問題があります。たしか時効は2年だと思えます。これは国民健康保険税の時効は2年ということで、地方税よりもはるかに短い期間でございます。これとともに、いろいろ検証を重ねていただきまして、滞納削減に努めていただきたいと思っております。

今後の一層の努力を期待いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 続きまして、次に移ります。

1 番 西松幸子君。

1 番 おはようございます。

通告に従いまして、私のほうからは防災について質問をさせていただきます。

地域防災、中学生を防災士に。

9月1日、ことしも防災訓練が行われました。

8月28日、九州北部で大雨特別警報が出て、3人の方がお亡くなりになりました。

最近の自然災害の発生状況を考えると、災害対策本部のオペレーションを確実に実行するため、あるいは住民の自助や共助の促進策を展開するための人材が不可避です。

西日本豪雨では、岡山県真備地区で要支援者が1階で溺死したケースがありました。各市町村で要支援者名簿を作成していても、それを生かせるかは疑問である。どこにどういう人が住んでいて、どう支援するのかを決めた個別計画を作成し、ふだんの見守りと防災訓練などを通して、的確な行動がとれる体制を築いておかなければなりません。

高齢化が進み、家族で高齢者を見守ることが難しい昨今、輪之内町では昨年度から同町の中学生を対象にした防災士の育成事業に取り組まれています。県内でも中学生を対象とした取り組みは初めてで、全国的に見ても学校全体で生徒の防災士資格取得を促す事例は珍しいことです。災害時に地域の子供

たちが避難、救助、支援活動ができる人材に育成することが目的で、自分の身を守るためにはどうすべきかを学ぶことで、地域で活躍でき、一層の防災意識を高めてもらう。昨年度は101人が学び、多くの生徒が防災士の資格を取得しました。受講した生徒は、危険が近づいてきたら大人に頼るばかりでなく、中学生としてみずからの判断でお年寄りや幼い子の手助けをすることの大切さがわかったと、今後の防災への取り組みに意欲を示しました。

住民側は、行政からの避難情報や指示を待つだけではいけない。受け身の姿勢ではなく、自主的に動く必要があります。地域防災の観点から、当町でも中学生を防災士にする育成事業にぜひ取り組んでいただきたい。いつ発生するかわからない自然災害に、防災の知識を持った若い力は、いざというとき大きな力を発揮してくれるでしょう。

そこで、中学生の防災士育成事業について、総務課長にお伺いしたいと思います。

議 長 総務課長 山田靖君。

総務課長 西松幸子議員の「地域防災、中学生を防災士に」につきましての御質問に対するお答えをさせていただきます。

今年度に入ってから、全国各地で豪雨等によります災害が発生しております。最近で申し上げますと、九州北部や三重県で発生しました豪雨、関東地方に上陸した台風15号の被害で千葉県全域にわたります大規模停電など、記憶に新しいところかと思われまます。

安八町におきましては、9月1日に結地区を中心といたしました総合防災訓練を実施したところでございます。毎年この時期には防災訓練を実施し、住民の皆さんの防災意識の高揚を図っているところでございます。

西松議員が今回御提言されています中学生に防災士の資格を取得してもらい地域で活躍してもらおうということは、大変素晴らしいことだと思います。平日昼間の勤務時間中に災害が発生した場合、20歳以上の方は仕事で働きに出かけており、発災後直ちに安八町まで帰ってくる、戻ってくる事が果たしてできるかどうかもわかりません。そんなときに、体力・知力とも充実している中学生でありますので、貴重な人材になることは間違いありません。

それから、要支援者に対する対策といたしまして、現在、役場福祉課と社会福祉協議会では福祉ふれあいカードの作成を進め、個別避難計画を推進し

ております。事前に警察署や民生委員の方々に登録者の情報を提供するなどし、災害が発生した場合には、直ちにこれらの情報をもとに避難・救助を行う体制になっております。

総合防災訓練以外に、当町における防災の取り組みにつきまして触れさせていただきます。

まず1点目といたしましては、町職員によります防災士の活動がございます。これは、平成29年度より月に2回程度の勉強会や講習会を実施しながら、地区の防災訓練や学校での防災訓練などに参加し、自主防災力、地域防災力の向上を目指して活動しているものでございます。

2点目といたしましては、こども園や小学校、中学校において、学期ごとに命を守る訓練や防災訓練、すなわち水害・地震・火災を想定しました避難訓練や、保護者への引き渡し訓練などを実施していただいております。現在、学校現場においては、総合学習等の時間を利用してながら防災に対する学習を進めており、昨年度は国土交通省の御協力によりまして水害について学ぶ授業カリキュラムを3小学校で実施しており、防災授業に役立ててもらっています。また、結小学校では来月10月の授業参観日に合わせまして、PTAが中心となりまして防災訓練を実施することが予定されております。

いずれにいたしましても、各小・中学校において防災に対する内容や方法は違いますけれども、子供のころから命を守るための行動がとれるように、防災教育を推進していただいているところでございます。

また、町では、登龍中学校の生徒会との間で平成19年2月にボランティア協力に関する協定を締結しており、当町においては、災害が発生した場合は災害対策本部と相互に連絡、協力しまして、混乱する避難所での食料の配給や小学生等へのケアなど中学生としてできることを協力してもらえる体制となっておるところでございますが、具体的に活動内容、協力要請などを今後検討してまいりたいと思います。

今後は、自分も被災者だけれど、被災者が被災者のままで終わるのではなく、被災者が復興者になるための一歩を踏み出すための意識を中学生の中に根づかせるためにも、町の防災士らによります防災に関する出前講座などを通じまして、防災意識の高揚を図ってまいりたいと思います。

このようにして、町の防災士会と学校とが連携を進め、災害に強い小学

生・中学生を育成できたらと考えております。そのためにも、毎年小学校区での輪番で開催しております町の総合防災訓練におきましても、大人だけが参加する訓練ではなく、小学生や中学生など若い世代の方も一緒に参加できる訓練内容を企画・立案してまいりたいと思います。防災士の資格取得だけにとらわれず、既存の防災活動を有効に活用しながら地域防災力の向上に努めてまいりたいと思います。どうか御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

以上、西松幸子議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子議員。

1番 ただいまは御丁寧な答弁、まことにありがとうございました。

年間を通して、また学期ごとに命を守る訓練や防災訓練を実施していただいているようですし、これからは町の防災士らによる出前講座などで災害に強い中学生、命を守るための行動がとれる、また防災意識を中学生の中に根づかせる取り組みを進めていっていただきたいと思います。地域防災に大きな力を発揮してくれることだと思います。これからのいろいろな防災に対する取り組みに期待したいと思っております。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 それでは、次に移ります。

7番 岩田讓治君。

7番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、公平な税行政を求むと題しまして、質問をさせていただきます。

先ほど質問をされました大平議員さんとダブる質問が一部あるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。ただ、相談をして決めたということではございませんので、よろしくお願いいたします。

平成30年度の決算書を見ますと、未収入額が約9,400万円あります。この額は、昨年度に比べてほとんど減っておりません。むしろ少しふえております。この未収入額のほとんどは、税金の未回収分ではないのでしょうか。未収入額のうち、30年度に回収された金額は1,900万円ほど。昨年比べて260万円ほどふえております。一方、不納欠損額が約520万円あります。これは時効が成立し、法的に回収ができなくなった税金でございます。町は財政難、

財政改革と言いながら、本来収入となる税金が回収できていなく、支出の抑制に異常なほどこだわっております。確かに節約はとても大切なことです。しかし、回収しなければならぬものが回収されていないのには、もっとこだわっていただきたいというふうに思っております。

納税は国民の義務でございます。正直者がばかを見るような税行政は、公平性を欠くだけではなく、町の信頼を損なうこととなります。税金の滞納は資産、預貯金、給与等の差し押さえができます。その手法を県へ町の職員を派遣し、研修させていると聞いております。よって、その方法は十分理解されているのではないのでしょうか。でも、一向に進んでおりません。どこに問題があるのでしょうか。

一方、納税には時効があります。5年たてば納税の義務はなくなります。もちろん、時効の中断手続をし、決して時効にはなりません。町の監査委員さんからも毎年強く指摘をされておりますが、改善がなかなかされていない現状でございます。

現在の滞納状況はどうなっているのでしょうか。どのような対応をしているのでしょうか。また、差し押さえ等は行っているのでしょうか。税務課長さんの御答弁をお願いいたします。

議長 税務課長 坂優君。

税務課長 ただいまの岩田議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

滞納状況でございますが、平成31年度の滞納繰越額、当初につきましては、議員が述べられました平成30年度の決算書の未収入額9,407万1,418円でございます。内訳でございますが、これ以後の金額につきましては、わかりやすくするため1,000万以上の金額については10万単位、それ以下の金額については万単位で丸めた金額で述べさせていただきます。

町民税、個人及び法人の合計が4,020万円、固定資産税が5,080万円、軽自動車税が310万円となっております。ここ5年間では、平成27年度が最も多く9,690万円、少なかったのは平成26年度の8,710万円でした。この間で推移しております。

次に、滞納額を減らすための取り組みとして、催告書を年間に3回発送しております。これは、納付書が発送され、納期限内に納付がなかった場合、督促状を発送いたします。さらに納付がなかった方に送付しているものでご

ございます。催告書の送付を行うだけでは時効の延長になりませんので、納付または分納誓約の締結に至るよう進めております。催告書を送付しても反応のない方や、分納誓約書の締結後、納付に至らず不履行となる方につきましては、預金の差し押さえに取りかかります。差し押さえを終了した後に、納税折衝に移行する差し押さえ中心の攻めの滞納整理事務を進めているところでございます。平成29年度には預金の差し押さえに重点を置き進めました。年間で886件の預金調査を実施いたしました。調査から預金差し押さえを行い、換価収入として結果が出てまいりましたのは、年度をまたぎました平成30年度となりました。平成29年度は預金等の差し押さえが15件、換価収入が254万円でした。平成30年度は預金等の差し押さえが49件、換価収入が213万円でした。結果として差し押さえ件数は34件増加したにもかかわらず、換価収入は40万円の減少となりました。

預金差し押さえでは換価収入の増加につながらなかった結果を受けまして、平成30年度の後半より預金の差し押さえから給与の差し押さえに重点を移し、現在進めているところでございます。平成29年度から30年度に行った預金の差し押さえは換価収入が減る結果となりましたが、差し押さえ後に分納誓約の締結へつなげることができました。

さらに、給与の差し押さえにおいても、同様に分納誓約の締結につなげました。その結果、分納誓約者が平成30年4月時点では49名でしたが、平成31年4月には108名となりました。これにより、税全体での滞納繰越に対する収入済み額が平成30年度1,930万円となり、対前年比259万円の増、収納率は2.9%上昇しました。

分納誓約書の締結は、預金の差し押さえと同様に時効の延長となり、徴収機会を確保するものでございます。時効の延長により不納欠損として計上されることなく未収金に計上されることとなりました。議員が冒頭に御指摘されました未収金が増加した主な要因となりました。

以上のように、現時点では預金及び給与の差し押さえに重点を置き滞納処分を進めておりますが、差し押さえには売掛金や不動産及び動産など、まだまだ手がけるべき手段が残っております。これらを推し進めるには、職員の滞納処分の技術の習得が急務と考えまして、本年7月から半年間、職員を県税事務所へ派遣しております。現在、県税職員として町県民税の滞納処分を

行いながら、技術の習得に努めております。わずか2カ月ではございますが、成果を上げ始めております。このような県への職員派遣を定期的を実施し、債権管理・回収に携わる人材の育成と確保を図りながら、でき得る限りの手段を講じて滞納処分を行ってまいりたいと考えます。

これにより納付の公平性はもとより、自主財源の確保を図りながら、真面目に納付されておられる納税者の税務行政に対する信頼を裏切ることのないよう、進めてまいります。

以上、岩田議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 岩田讓治議員。

7番 どうもありがとうございました。

滞納処分に対して差し押さえが行われておるということを、それもかなり積極的に行われておるということを聞いてほっといたしておりますけれども、この滞納処分については、数十年前も既に行われて、大変効果を出しておられたという事例がありました。ここ十何年間、余り差し押さえに関してなされてこなかったということが大きな問題ではないかなというふうに思っております。今後は決して時効、あるいは時効の中断、あるいはそういうことがないように、積極的に研修を重ね、そして滞納者をなくしていきたい、そして真面目な人たちがばかを見ないような税行政に取り組んでいただきたいというふうに重ねてお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 それでは、次に移ります。

5番 小川文雄君。

5番 ただいまは発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして御質問をさせていただきます。

ことしの6月の定例会におきまして行政改革への具体的な取り組みについてお尋ねをしましたところ、副町長さんから9月ごろには大筋を取りまとめ、強い危機感と信念を持って行政改革を断行していきますと力強い御答弁をいただきました。今、まさに9月になっております。

先ほど来、議員さんから滞納の処理についての御質問の御答弁を聞いておりましたが、まさに行財政改革の一つではないかなというふうに思いますが、

私からは少し切り口を変えた行政改革についてお尋ねをしたいと思います。

かねてから私のモットーは、笑顔あふれるまちづくり、いわゆる安全・安心・アメニティーというまちづくりでございますが、その中の一つが、笑顔あふれる職場づくりでございます。

通常、役所業務はその多くがトップダウン、いわゆる上からの指示で下部組織が動くという管理方式のことでございますが、トップダウンで行われるのが大半でございます。そのときに重要なことは、下部組織にその指示、内容が迅速かつ明確に伝わらなければならないということでございます。また、時としてボトムアップ、いわゆる下からの意見を吸い上げて上層部が全体を取りまとめていくという管理方式のことでございますが、ボトムアップで行われることも少なくありません。

そうしたときに最も重要なことは、上部と下部組織が相互に信頼関係を保ちながら、情報を共有し、風通しのよい職場環境をつくっていかねばならないということでございます。トップダウンの場合、指示が明確でなかったり、下部組織に正しく理解されていないまま事が進むと、双方の思惑に差が生じて予期せぬ事態を引き起こす原因になりかねません。強力なリーダーシップを持って指示をしていただかなければならないと思います。また一方、ボトムアップの場合は、上司が部下の意見を聞くために大きな耳と広い心を持たなければなりません。それでもってこそ業務の適正化が図られるものだと思います。

こんなわかり切ったことを、今さら私が優秀な職員の皆さんの前で申し上げるまでもないことではありますが、あえてここで申し上げておりますのは、こうすることによってお金がかかりますかということです。かかりません。予算が必要ですか。必要ありません。これこそがお金のかからない行財政改革の第一歩ではないでしょうか。言いかえれば、行財政改革の第一歩は、職員一人一人の意識改革なのです。上司と部下、あるいは職員間の信頼関係をどのようにして構築していくかということが最も大きな課題になります。

もっとも、俗にいうパワハラやセクハラなどにつながるような職場環境になれば、これはもう論外でございますが、事は重大になります。おかげさまで、これまでに特段何も耳にしておりませんので、過去に安八町において、こういった職場環境が悪化するようなトラブルは発生していないものと信じ

ておりますが、今後このような問題が生じないとも限りません。

そこで、ハラスメントやネグレクトなどを未然に防止するために相談の機会をつくるとか、相談できる組織を設置するとかといった対応が必要になってくると思います。残念なことに、安八町には職員組合がありません。気楽に相談できる体制になっているとも思えません。明るい職場にやる気が芽生える、このやる気こそが行財政改革の第一歩だと確信しております。町長さんのお考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、小川文雄議員の「行財政改革は笑顔あふれる職場づくりから」との御質問、御提言につきまして私の考えを述べさせていただきたいと思えます。

行政にとりまして、持続可能な組織であるためには行財政改革は永遠の課題であると思っております。常に効率化、効果性を求めなければならないと思っております。そのため、根本となるのが柔軟で斬新な発想力、迅速に行動することができる能力を有する職員の育成や意識改革であると思っております。職員の意識の持ち方次第で、行財政改革は大きな成果を生み出すことができると思います。職員一人一人がみずからの能力向上に努め、常に自己成長できる環境づくりを最優先に整えなければならないと考えております。

小川議員が御提言されるとおり、「行財政改革は笑顔あふれる職場づくりから」という思いは、私も全く同感に思うところでございます。自由闊達に意見が出し合える風通しのよい笑顔あふれる職場づくりが重要であると思えます。職場も、上司や同僚など上下や横との関係となります。それぞれの立場の職員が、何の悩み事もなくお互いに信頼し合え、職務に専念できればいいのですが、仕事上いろいろな悩み事も出てくるでしょうし、小川議員が懸念されるようにハラスメントへの対応策も講じなければならないと思っております。

特に、現在ハラスメントは大きな社会問題となっております。叱咤激励などの意味合いが相手には苦痛になるとも限りません。このことにより、職員個人の尊厳を不当に傷つけるだけでなく、職場環境の悪化、職員の働く意欲の発揮を妨げることにもなります。

本町では、管理職は順次ハラスメントに関する外部研修を受講しております。現時点では全職員への研修や、明確な相談体制はできておりません。小川議員からも相談体制の必要性を御提言いただいておりますが、国からも体制を整えるよう通知がされております。ハラスメントに関する事案は心身にかかわることもあり、速やかに適切に対応する必要があります。そのためにも、御指摘のように早期に体制を整えたいと考えております。

今後の対策でございますが、まず全職員を対象にハラスメントに関する研修会を計画し、ハラスメントへの認識を深めるとともに、ハラスメントを起こさせない環境づくりに取り組んでいきます。あわせて相談体制も整備してまいります。職場内では相談しづらい場合もあろうかと思っております。万全なプライバシー保護や、当事者以外からの相談、情報提供への対応も必要になってきます。現時点での案でございますが、相談窓口といたしまして、職場内部の窓口は総務課に設置し、外部窓口としては国の機関などとするなど、相談窓口も複数にさせていただきまして、いつでもどのようなことでも安心して相談ができる体制を構築していきたいと考えております。

まずは自分たちの職場が楽しくなければ、住民の皆さんに対しましてもよい仕事はできないと思っております。我々のこの職員の名札にも「笑顔で挨拶」をモットーにして、私も率先して笑顔あふれる職場づくりに取り組んでまいります。

以上で小川議員の御質問、御提言に対しましての回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 ありがとうございます。

私が思っておりました以上に御丁寧に御答弁いただきました。中でも、町長さん自身が自分たちの職場が楽しくなければよい仕事ができせんとお感じになっておられます。一刻も早く相談体制等を準備していただきたいなあというふうに思います。

1点だけ。組織をつくるに当たって、国の指導というか通知というかがあったというふうに、今お聞きしましたんですが、ちょっとその内容をお聞きしたいなあというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 小川議員の再質問に対しまして、回答をさせていただきます。

最近ではありますが、国の総務省の自治行政局から県を通じまして、地方公共団体におけるハラスメント対策ということで通達が来ております。

内容につきましては、セクハラ、パワハラなどのハラスメントに対する、まず全国の取り組み状況、具体的には相談窓口の設置状況とか、そういったものをまとめたデータをもとに、速やかに必要な措置を講じていただくようお願いする通達文書でございます。全国の実態を見てみますと、国・県はともかく市町村におきましては、こういったセクハラ、パワハラといった相談窓口の設置率がまだまだ低い現状でございます。そういった中で、速やかに必要な措置を、相談窓口などの設置を講じていただくように改めてお願いするといった文書でございます。

あわせて、今後、各地方公共団体におけるハラスメント対策の進捗状況について、必要に応じてフォローアップを行いますということで、通達が来ております。これに沿いまして、先ほど回答をさせていただいたように安八町としても早急に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、小川文雄議員の再質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄議員。

5番 ありがとうございます。

ということでございますので、国や県の指導を十分に受けていただきまして、起きないことが一番いいんですが、起きたことを想定した対応、組織づくりといったものを全国に先駆けて先鞭をつけるような形で努力して設置していただきたいなあというふうに思います。

いろいろ、人と人とのかわりでございますので、スケールではかってどうこうという処理はできないと思いますが、これも日ごろのコミュニケーションの延長線上にあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひぜひそのつもりで意識改革をよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 次に移ります。

2番 碓井昭夫君。

2 番 ただいま議長さんのほうから発言の許可をいただきましたので、私のほうから2点ほど御質問をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、昨年の9月の議会でも御質問させていただきました内容と同様でございますけれども、にぎわい広場の利用状況について、再度お伺いをさせていただきたいと思っております。

昨年も当広場について質問いたしました、そのときの回答として、今後は健康づくりと観光をあわせた一夜城までのウォークイベント、歴史の道・鎌倉街道の整備など、地域の皆様の理解、協力を得ながらにぎわいのまちづくりに取り組んでまいりますとの回答をいただきました。この1年、注意深く私も見てきましたが、私の知る範囲では何らイベントもなく、住民が利用しているわけでもなく、ただ空き地が1つふえただけのように思えてなりません。

そこで、担当者の方にお伺いをいたします。

利用方法について、真剣に考えられているのでしょうか。私にはそのようには思えませんがいかがですか。それにも増して、最近では車の駐車スペースの印まで地面につけられているようでございます。これではまさに駐車場ではないでしょうか。利用方法について、明快な回答をお願いしたいと思います。

もう一点でございますけれども、これも駐車場の問題でございます。

結郵便局の周辺に駐車場の設置がないということでございます。

ことしの4月、勤労青少年ホーム及び結支所閉鎖に伴い、結支所で行っていた業務のうち、住民票や印鑑証明等の発行業務を結郵便局に委託し、現在多くの業務に利用されております。業務については大きなトラブルもなく、業務が行われておりますが、周辺には車を駐車するスペースが3台しかございません。利用者は路上駐車をしながら利用しているのが現状でございます。特にスマートインターチェンジ開通後、あの周辺を通る車の数も増大しました。危険きわまりない状態でございます。早急な対策を考慮していただきたいと思っております。

以上、2点につきまして御回答をお願いいたします。以上でございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 碓井昭夫議員御質問の1点目、「にぎわい広場の利用状況は」につ

きましてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、昨年の御質問に対しまして、ウオークイベントやマルシェなど、にぎわいのまちづくりに取り組んでまいりますと回答をさせていただきました。その回答を踏まえ、今年度、「広報あんぱち」7月号でお知らせをさせていただきましたように、大垣花火大会にあわせて、にぎわいマーケットを計画しました。あいにくの天候により花火大会が順延となったため、予定しておりましたキッチンカーによる販売は中止せざるを得ませんでしたが、地元子ども会の皆様によります野菜販売は実施していただき、大変好評であったと伺っております。この野菜販売は、実施する旨を皆様にうまくお伝えできなかった部分がございますので、今後、イベント開催時には正確に伝わるよう改善してまいりたいと考えております。

また、広場の利活用で申しますと、1月には文化財消防演習をにぎわい広場周辺で行い、演習訓練に活用をさせていただいております。

広域連携で申しますと、大垣マラソンやツールド・西美濃など、給水ポイント等で活用していただくよう、担当課を通じましてアプローチをかけております。今後は利活用のPRもしていきたいと考えております。

イベントでの活用がない場合は、この周辺エリアの歴史の道・鎌倉街道などへ来ていただいたお客様の皆様のため、駐車場として活用させていただいております。また、駐車スペースの印につきましては、造成時点で簡易的なトラロープをさせていただいております。

いずれにいたしましても、本来の目的には至っておりませんが、本質的な活用として新鮮野菜の販売やマルシェなどを開催し、にぎわいの源となるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、碓井昭夫議員の1点目に対する回答とさせていただきます。

議長 続きまして、住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 碓井議員2点目の御質問であります郵便局周辺駐車場設置についての御回答をさせていただきます。

本年4月から、結郵便局に役場の業務の一部を委託しております。委託業務は、御質問のとおり住民票などの発行業務です。

利用状況としまして、4月から8月の5カ月間の利用件数でございますが、住民票発行70件、印鑑登録証明書発行72件、戸籍発行24件など、全部で172

件の御利用があります。

御指摘の駐車場に関しまして、結郵便局さんの設置された駐車スペースは3台分で、4台目以降は路上駐車の御利用だと推察されます。このことは、過去からこのとおりでございまして、町からも本来の町の業務委託に当たりにまして、郵便局さん、また本体であります日本郵便株式会社さんに駐車場についての話はしてあります。

町としては、郵便局御利用者様の駐車スペースを確保する予定はございません。郵便局さん側での手配を期待いたします。なお、少し離れておりますが、旧結支所の駐車場の御利用をいただけることは、結郵便局さんに伝えております。距離の関係で御利用がないかもしれませんが、郵便局さん、また日本郵便さんとは連携を図っていきたいと考えています。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長 2番 碓井昭夫君。

2番 ありがとうございます。

大垣の花火大会の当日、マルシェを行うことは私も知らされていまして。残念ながら雨で中止になったということで、結局1年間、駐車場以外に利用がなかったのではないかとということで、きょう御質問をさせていただきました。

こんなにぎわい広場なら、もとの田畑にしたほうがよっぽどよいのではないかとというふうに私は個人的には思っておりましたけれども、本日の回答をお聞きした中で、地元の子供さんたちが野菜を売ったというようなお話も聞きましたし、それから消防の演習とか講習も行ったということで、徐々にではございますけれども利用がされているということで、非常に安堵をいたしております。今後も前向きに、もっともっとにぎわいができるような広場にしていきたいということを切望しておきたいと思っております。せっかくつくったにぎわい広場でございます。町の活性化のために大いに活用していただいて、人が集まるようなにぎわい広場にしていきたいということを要請しておきたいと思っております。

郵便局の駐車場につきましてでございますけれども、行政の業務のスリム化は、この少子化の中でこの時代、推し進めていく必要はあろうかというように私も十分理解はします。そのために住民の生活環境に悪影響を及ぼすよ

うなことがあれば、それは大変な間違いであると思います。条件面で設置は難しそうでございますが、住民の安全面を考えれば、路上駐車は決していいとは言えません。事故があつてからでは遅いのです。郵便局の方とも十分話を進められて、積極的にこの問題が解決するよう、お互いに知恵を出していただければありがたいと思います。

そんなことで、前向きに今後も検討していただくよう要望いたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で一般質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩を行います。それでは、11時20分より再開をいたします。

(午前11時07分 休憩)

(午前11時20分 再開)

議長 再開をいたします。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので、報告を求めます。

まず初めに、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告を求めます。

委員長 渡邊明博君。

10番 それでは、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記、日時として、令和元年9月6日金曜日、午後1時15分から行いました。

出席者は、委員全員と関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果。

認定第1号 平成30年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について審査をいたしました。

審査の結果、当委員会にかかわる部分については、全員一致で原案どおり

承認いたしました。

また、安八スマートインターチェンジ建設事業（事業の総括）について説明がありました。その中には、利用状況等につきまして、計画上は2,800台という計画でございましたが、開通後、2倍ほどの5,000台を超える利用台数であるという説明も受けました。

4として、少数意見の留保の有無はありません。

その他といたしまして、安八スマートインターチェンジの整備検証を図るため、アンケートの調査を実施するというお知らせがありました。

また、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会は、平成19年11月1日に立ち上げ、12年の月日がたちました。当委員会は、安八スマートインターチェンジ完成により、前にも事業総括の説明がありましたとおり、当委員会としては大きな役目を果たしてきたということでございます。今後につきましては、次の役員改選のときまでに検討するというところでございました。

以上でスマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告とさせていただきます。

議長 続きまして、議会改革特別委員長及び総務産建常任委員長 小川文雄君。

5番 それでは、最初に議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和元年9月6日金曜日、午後2時から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の結果。

議会報告会のあり方について、継続審議をしました。

また、議会広報のあり方、一般質問の対面方式のあり方について協議をしました。

3点について、よりよい方向になるよう検討をしましたが、結論までに至りませんでした。次回の委員会への継続審議とします。

少数意見留保の有無はなしでございます。

その他もございません。以上でございます。

引き続きまして、総務産建常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規

則第77条の規定により報告します。

日時、令和元年9月11日水曜日、午前10時から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。傍聴者は、当委員会所属の関係課の係長の皆さんです。

付託事件及び審査の結果。

議第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第38号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定については、反対意見もありましたが、賛成多数で承認されました。

議第42号 安八町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第44号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）、並びに認定第1号 平成30年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、認定第6号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査をいたしました。審査の結果、当委員会にかかわる部分について、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保もありません。

その他といたしまして、本定例会の最終日18日に追加予定議案の一つ、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例（案）、並びに安八町情報公開条例の一部を改正する条例（案）について説明を受けました。本委員会として協議をしていただき、全員一致で承認されました。

また、現地視察としまして、西結地区の上新開北島線道路改良工事の完成現場にて、建設課の担当者より工事内容の説明を受けました。以上でございます。

議長 続きまして、民生文教常任委員長 碓井昭夫君。

2 番 民生文教常任委員会の御報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をさせていただきます。

まず日時でございますけれども、令和元年9月10日火曜日でございます。
10時から行いました。

出席者は委員全員と、関係執行部全員。なお、傍聴者は当委員会所管の関係課の係長の皆さんでございます。

付託事件及び審査の結果でございますけれども、議第38号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定については、反対意見もございましたが、賛成多数で承認となりました。

続きまして、議第39号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、議第40号 安八町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第41号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第43号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第44号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）、並びに議第45号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第46号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、認定第1号 平成30年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査いたしました。審査の結果、当委員会にかかわる部分につきましては、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

なお、少数意見留保はございません。

その他としまして、現地視察を行いました。給食センターのキュービクルと、認定こども園の散歩コースで事前に危険箇所を点検した中から、ふたばこども園の散歩コースの危険箇所を確認し、現状把握をいたしました。以上でございます。

議長 以上で委員会報告を終わります。

議 長 日程第4、議第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。
本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第37号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第5、議第38号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔1番議員挙手〕

議 長 西松幸子議員。

1 番 この10月から引き上げを予定される消費税率10%納税に、日本共産党は強く反対し、引き上げの中止を求めています。

その理由は、景気の低迷、実質賃金や消費購買力の低下という状況のもとで消費税率を引き上げれば、日本の経済や地域経済、国民生活に重大な打撃を与えるからであります。

今の時期に引き上げるべきではないというのは、国民の過半数の世論です。よって、この消費税率引き上げを前提とする当町での条例改定案には反対をいたします。以上です。

議 長 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

〔7番議員挙手〕

議 長 7番 岩田讓治君。

7 番 議長のお許しをいただきましたので、賛成討論をさせていただきます。

本議案は、定例会初日、並びに両委員会で提案説明を受けました。

今回の消費税の増税分は、約2兆8,000億円でありまして、全額が社会保障に充てられるという予定でございます。具体的には、社会保障4経費、つまり、年金、医療、介護、子育てという、高齢者だけではなく子供、孫の世代までサポートを充実させるという目的でございます。

現在の日本は、急速に少子・高齢化が進んでおります。このまま少子・高齢化が進みますと、2060年には日本の人口は約9,000万人にまで減少し、65歳以上の人口は40%にまで増加すると予測されます。高齢者の人口増加によって、年金、介護、並びに医療などの社会保障費用は増加の一途でございます。国の予算は、毎年社会保障費用に充てられる最も大きなものでございます。その額は1990年の11兆5,000億円から2018年の33兆円と、およそ3倍にまで膨れ上がっております。

来月から実施が予定されておりますこども園、保育料の無料化もこの消費税が財源になります。安八町も社会保障4経費に要する費用は、2015年で14億6,000万円、2018年には15億1,000万円と年々増加をいたしておる現状でございます。

今回の消費税増税には軽減税率が導入され、経済活動には中立的だと思われれます。また、景気や人口構成の変化に左右されにくく、税収が安定していると思われれます。働く世代など、特定の人に負担が集中することなく、高い財源調整力があると思われれます。

こういった背景を踏まえ、この議案には賛成をいたします。以上でございます。

議長 ほかに討論ございませんか。

〔挙手する者なし〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

日程第5、議第38号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案どおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔発言する者あり〕

議長 起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長 着席してください。

起立多数であります。したがって、議第38号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長 次、日程第6、議第39号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第39号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第7、議第40号 安八町特定教育・保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第8、議第41号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第9、議第42号 安八町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は原案どおり決定いたしました。

議長 日程第10、議第43号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は原案どおり決定をいたしました。

議 長 日程第11、議第44号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第44号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第12、議第45号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第45号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第13、議第46号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第46号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第14、認定第1号 平成30年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議 長 日程第15、認定第2号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案どおり認定すること

に決定しました。

議 長 日程第16、認定第3号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案どおり認定することに決定しました。

議 長 日程第17、認定第4号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議 長 日程第18、認定第5号 平成30年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案どおりに認定することに決定いたしました。

議 長 日程第19、認定第6号 平成30年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議 長 日程第20、議第47号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、追加提案させていただいております議第47号につきまして、議案を朗読、また説明をさせていただきたいと思っております。

議第47号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例制定について。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月18日提出、安八郡安八町長。

提案説明。行政財産の不適切な処理及び疑念を持たれる会計処理事案に関

して、管理監督者としての責任を明らかにするため、本条例を制定するものであります。

この条例内容につきましては、1枚はねていただきまして11ページを参照いただきたいと思います。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例。

趣旨といたしまして、第1条、この条例は、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年安八町条例第1号。以下「条例」という。）に規定する町長及び副町長の給料月額についての特例を定めるものとする。

給料月額。第2条、町長及び副町長の受ける給料月額は、令和元年10月分から同年11月分までについては、条例第3条別表第1の規定にかかわらず、同条に規定する額から、同条に規定する額の100分の10に相当する額を減じて得た額といたします。

附則といたしまして、施行期日。この条例は令和元年10月1日から施行する。

この条例の失効、この条例は、令和元年11月30日限り、その効力を失う。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第47号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第21、議第48号 安八町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 本日、追加提案させていただいております議案書の13ページをお願いいたします。

議第48号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第48号 安八町情報公開条例の一部を改正する条例制定について。

安八町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年9月18日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）、いわゆる情報公開法との整合性を図るとともに、情報公開制度の公平、公正な運用を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして15ページをお願いいたします。

安八町情報公開条例の一部を改正する条例。

安八町情報公開条例（平成17年安八町条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料の表紙1枚はねていただきまして、1ページをお願いいたします。

安八町情報公開条例新旧対照表。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

まず、第2条第1項第2号の改正は、組織的に用いるものであっても公開請求を行わなくても見ることができる、あるいは入手することができる文書、特別な条件のもとで管理されている歴史的・文化的な資料、また書面による記録を作成する際に補助的に用いるために一時的に作成した電磁的記録につきましては、本条例において公開の対象となる情報から削除するものとして、ただし書きを規定するものでございます。

次の第4条の改正は、公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の定めるところにより、その権利を正当に行使するとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならないとして、利用者の責務の見直しを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

第6条第1項第2号の改正は、特定の個人が識別される情報を見直し、個人のプライバシー保護及び権利利益の保護の観点から、これらを害するおそれのある情報を非公開情報とするものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

上段から中段にかけてでございますが、第6条第1項第7号で、任意の情報提供者の信頼関係や協力関係を確保し、また、行政の公平かつ円滑な運営を確保するため、個人または法人、その他の団体から公にしないことを条件に提供を受けた情報について、あわせて次の同条第8号で、地方自治法第245条に規定する国の行政機関が行う関与の中でも、同条第1号の（へ）の指示及び同条第3号に該当する行為、検査、監査、立入検査等の関与のうち、これに類するものにより公開してはならないとされている情報については法律上これに従う義務を有することから、非公開情報として加えるものでございます。

次の中段、第8条第2項は、公開請求書に形式上の不備があると認められる場合は、請求者に対しまして補正を求めることとする規定を設けるものでございます。

次の中段から下段にかけてでございますが、第8条の2の第1項は、権利の濫用が許容されないことは法の一般原則として当然のことであり、実施機関の事務負担を不当に強いること、また事務を混乱させること等を目的とするような公開請求は、条例の目的を逸脱し、権利濫用として請求を拒否することができることとする規定を加えるものでございます。

次の同条第2項は、本条の適用による公開請求の拒否決定は行政処分であることから、安八町行政手続条例第8条の規定により、処分の理由を示す必要があり、その上での前項の決定をしたときは、速やかに書面により請求者へ通知することとする規定を加えるものでございます。

次の同条第3項は、実施機関が第1項の規定を適用した場合は、安八町情報公開審査会に報告しなければならないものとし、加えまして、審査会は当該報告事項について、当該実施機関に意見を述べるができるものとしたしまして、第1項の規定について、実施機関が慎重かつ厳正に適用し、運用していくことを図ることとする規定を加えるものでございます。

最後の同条第4項は、請求者の権利の濫用に当たる公開請求の対応と、実

施機関の濫用が起きないように、同条第1項の決定をする基準を別に定めることとする規定を加えるものでございます。

1枚はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

上段、第9条第1項のただし書きでございますが、第8条第2項による補正に係る期間につきましては、請求に係ります情報の公開を決定するかどうかの決定すべき期間に算入しないとするものがございます。

次の第9条の2は、今回新たに公開決定の期限の特例に関する規定を設けるものでございます。これは、請求に係る公文書が著しく大量であるため、決定期間までに公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に、期限の特例について規定を設けるものでございます。

次の第12条第1項は、公開請求に係る事務は請求者に対して行うものであり、その請求をして公文書の公開を受けることや情報の存否を知ることは、請求者にとっての利益となるものでございます。そこで、文書の公開請求をし、その全部または一部の公開を受けるという利益を受ける請求者等から、実費の範囲内において、その行政コストの一部を公開請求手数料、公文書の公開を受ける際にいただく手数料と、公開実施手数料、公文書の公開を実施する際にいただく手数料として徴収することを規定に改めるものでございます。ただし、法の規定に基づく生活扶助、その他の保護を受けているもの等に対しましては、手数料を減免することができるものがございます。

次に、同条第2項は、公開請求手数料及び公開実施手数料の納付期限を定めるものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

次の同条第3項は、手数料の還付について定めるものでございます。

続きまして、第13条第1項と第14条第1項の改正は、今回の改正により第8条の2第3項中に、安八町情報公開審査会（以下「審査会」という。）規定が設けられましたので、それぞれの略称として「審査会」に改正を行うものでございます。

次の第17条の2と第17条の3第2項の改正は、今回の改正により第6条第1項第8号中に地方自治法の法令を最初に引用することとなりましたので、法令名の後ろに公布年、種別、番号を括弧書きで表記する必要がなくなりましたので、公布年等を削除する改正を行うものでございます。

続きまして、5ページから7ページでございますが、第12条関係の別表でございます。これは情報公開法第16条第1項の規定に倣いまして、安八町職員の一般行政職の平均給料月額を基準とする行政コストを安八町における実費の範囲内といたしまして、公開請求手数料及び公開実施手数料の額を区分ごとに定めるものでございます。

議案書の19ページにお戻りいただきたいと思います。議案書の本文をお願いいたします。

附則となります。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第48号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本定例会に提出された案件は全て議了いたしました。

これをもって令和元年第3回安八町議会定例会を閉会といたします。

なお、13時30分から全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。御苦労さんでした。

(閉会時間 午後0時04分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月18日

議 長 古 澤 榮 一

議 員 渡 邊 明 博

議 員 西 松 幸 子